

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:農業委員会事務局 No.001

処 分 名	特定農地貸付の承認の取消し
処 分 の 概 要	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条に規定する貸付規定に従って貸付がされていない場合、承認を取消す。
根拠条例等・条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年九月八日政令第二百五十八号）第4条第3項
処 分 基 準	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるとき。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（特定農地貸付けの変更等） 第四条 特定農地貸付けについて法第三条第三項 の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第二項 各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項 ただし書又は第五項 の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第三項において同じ。）の承認を受けなければならない。 2 法第三条第三項 及び第七条 の規定は、前項の変更の承認について準用する。 3 農業委員会は、法第三条第三項 の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの）に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。